

海外安全官民協力会議 第四回幹事会開催結果（概要）

1．日時及び場所 平成16年3月26日 外務省南庁舎396会議室

2．出席者 幹事会メンバー 21名
講師 大正大学人間学部 野田教授
外務省 邦人保護課長ほか7名

3．議事要旨

議題1 渡航情報について

前回幹事会でメンバーより提案された渡航情報に関する改善意見に関し、邦人保護課長より、今後の対応方向を以下のとおり説明した。

極端に詳細な線引き、本文の内容については、読みやすさを考慮しつつ、改善に向け努力していきたい。

最低3ヶ月毎に更新、状況に応じ機動的に随時見直しを行うという制度の徹底を図っていきたい。

利用者の視点に立って、首都や日本人がよく訪れる都市の情報は積極的に盛り込んでいきたい。

4月1日より海外安全ホームページをリニューアルする予定であるが、これに併せ、安全対策基礎データ、テロ概要とも、今よりアクセスしやすい環境にする予定。内容もより充実させていきたい。

その他にも、渡航情報等に関し改善の余地があれば、部内でしっかり議論し、今後の政策に反映させていきたいと考えている。

議題2 緊急事態における邦人のメンタルヘルス・ケアについて

大正大学人間学部 野田教授（異文化精神医学会理事長）より、企業の視点からの「緊急事態における邦人のメンタルヘルス・ケア」について講義を頂き、同講義を踏まえ、質疑応答及び意見交換を行った。

（1）野田教授による講義概要

アンケート結果等によると、メンタルヘルス・ケアに対する問題意識は多く持っているが、具体的な対策はほとんどの企業は行っていない。

緊急時にはどうしても救助・救命・脱出等が優先される。これに加えて、ヘルスケアは目に見えるが、メンタルヘルス・ケアは見えにくい要素が強いのも、危機管理にメンタルヘルスが軽視される所以。

体が傷つけば、同時に心も傷つき、同様の「手当て」が必要である。危機は突発的に起こるが、その解決は決して短期的とは限らない。企業関係者にとっては、ケアによって結果的に生産性が向上するということも重要な目的となる。

大規模緊急事態において、邦人のメンタルヘルス・ケアを行う場合、被害者・被災者への対応、その家族への対応、ケア・ギバー、担当者への対応、担当者自身のメンタルヘルス、に分けて考える必要がある。

今後、各企業でメンタルヘルス対策を行う場合、まず既存の危機対策マニュアルの中にメンタルヘルスの事項を盛り込むという手法が考えられる。

マニュアルに盛り込むべき項目として、「緊急事態の際の社員保護」、「社員が事件・事故に巻き込まれた場合の対処法」、「社員の安否に対するプレス対策」等が挙げられる。

上記マニュアル作りの他、各企業が海外緊急事態に対するメンタルヘルス体制を充実するための提言は次のとおり。

社内での心理負担シェアリングシステム、相互カウンセリングシステムを構築すること
緊急事態に関わった担当者の休暇制度の導入
メンタルヘルス専門家の導入

(2) 質疑応答・意見交換

メンバーより、「誘拐事案の発生に際した御家族、担当者自身のメンタルケアのあり方」、「予防的観点から、人事判断の際にメンタル・ケアを導入できないか」、「専門医（産業医）との顧問契約のメリット」などについて、問題提起があり、これらについて意見交換を行った。

以上